

Client Alert

2023年9月号 (Vol.117)

1. はじめに
2. 知的財産法：経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引」を策定
3. 競争法／独禁法：インボイス制度（令和5年10月1日施行）における独禁法・下請法上の留意点
4. エネルギー・インフラ：FIT/FIP 認定手続における周辺地域の住民に対する事前周知に関する議論の動向
5. 労働法：最高裁による無期・有期契約労働者間の基本給の差異が労契法20条にいう不合理と認められるとした原審の判断に対する破棄差戻判決について
6. 会社法：東証「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）に係る上場制度の整備等について」を公表
7. 危機管理・コンプライアンス：国連ビジネスと人権の作業部会、訪日調査のミッション終了ステートメントを公表
8. 一般民事・債権管理：AI等を用いた契約書関連業務支援サービスの提供と弁護士法72条の関係
9. M&A：TOBを担当した証券会社に所属する従業員について、「その者の職務に関し知ったとき」にあたるとされた事例（最決令和4年2月25日）
10. キャピタル・マーケット：金融庁、2023事務年度金融行政方針を公表
11. 税務：経済産業省「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」の中間とりまとめを公表
12. 中国・アジア（インド）：デジタル個人情報保護法の成立
13. 新興国（ロシア）：ロシア政府による対ロ制裁への対抗措置の動向
14. 国際訴訟・仲裁：消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟に関するEU指令を踏まえた欧州各国の法整備の動向
15. 国際通商／経済安全保障：米国による対中国投資規制の発表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年9月号 (Vol.117) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：経済産業省「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引」を策定

経済産業省は、2023年7月28日、「ソフトウェア管理に向けた SBOM の導入に関する手引 Ver1.0」（「本手引」）を策定し公表しました。

近年、産業活動のサービス化に伴い、産業に占めるソフトウェアの重要性が高まる等、企業において OSS（オープンソースソフトウェア）を含むソフトウェアの利用が広がっております。このような中で、ソフトウェアの脆弱性が企業経営に大きな影響を及ぼす等セキュリティ脅威が増大しており、自社のセキュリティを強化するためにソフトウェアを適切に管理していくことが重要になります。他方で、ソフトウェアサプライチェーンが複雑化し、OSS の利用が一般化する中で、自社製品において利用するソフトウェアでも、コンポーネントとしてどのようなソフトウェアが含まれているのかを把握することが困難であるという課題があります。

このような課題を解決する一手法として、「ソフトウェア部品表」とも呼ばれる SBOM（Software Bill of Materials）を用いた管理手法が注目されていることから、経済産業省では、有識者や様々な分野の業界団体関係者を交えながら、SBOM の利活用等について実証や議論を行い、本手引が策定されました。

SBOM 導入により、ソフトウェアの脆弱性管理のほか、ライセンス管理や開発生産性向上におけるメリットもあるとされているところ、本手引では、SBOM 導入に向けた主な実施事項及び導入に当たって認識しておくべきポイント等が示されています。

それゆえ、SBOM の導入を検討する企業においては、本手引の内容に留意しておく必要があります。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：インボイス制度（令和5年10月1日施行）における独禁法・下請法上の留意点

2023年10月1日から、インボイス制度が開始されます。これに先立ち、公取委は、昨年1月にQ&Aを作成し、免税事業者とその取引先との間で起こり得る独禁法・下請法上の問題となり得る行為を明らかにしています¹。

また、公取委は、今年5月には、独禁法・下請法違反につながるおそれがあるとして事業者注意了事例のうち、インボイス制度関連の事例を特に公表しています。そこ

¹ 詳しくは、[Client Alert 2023年6月号 \(Vol.114\)](#) をご参照ください。

Client Alert

では、発注事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められている（インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができる）にもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず免税事業者を継続する場合には消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝える等、一方的に通告を行った事例が明らかにされています。

さらに、今年6月に公取委が公表した令和4年度の相談事例集においても、インボイス制度に関連する相談事例として、次の2件が掲載されました。

- 農作物の加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が免税取引先から農作物を仕入れる場合には購入価格から消費税相当額を引き下げて支払うことを決定しようとしたことについて、公取委は、本来組合員がそれぞれに定めるべき購入価格等の取引条件について取り決めるものであって、農作物の購入に係る事業者間の競争を制限し、独禁法上問題となるおそれがあると回答。
- 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において、組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、免税組合員に対しては従来のチケット換金手数料に加えて消費税相当額として10%分の金額を徴収しようとしたことについて、公取委は、仕入税額控除が可能となる範囲が異なるに伴うコスト差をチケット換金手数料に反映すること自体は正当なコスト差に基づくものであって、免税組合員を不当に差別的に取り扱うものとは直ちに認められないものの、本件では、上記の経過措置があるにもかかわらず、これを考慮しない10%分の金額を徴収するものであり、正当なコスト差に基づくものとはいえず、独禁法上問題となるおそれがあると回答。

これらの公取委の注意事例や相談事例のように、免税事業者からの課税仕入れにかかる経過措置を考慮することなく一方的に消費税相当額を免税事業者へ負担させる行為や、免税事業者との間での消費税相当額の負担の分配につき競争事業者間で取り決めるような行為は、独禁法・下請法上問題となるおそれがあるものとして公取委も注視しており、下請法の定期調査等においても広く調査を実施しているところです。

これまで、公取委は、インボイス制度に関連して既に10件を超える注意を行っているとのことであり、インボイス制度の開始後、免税事業者である取引先等が経済的な不利益を被ることとなれば、独禁法上の排除措置命令や下請法上の勧告の対象となる事例も出てくるものと思われます。インボイス制度の開始を来月に控えたこのタイミングで、改めて、Q&A や注意事例・相談事例を参考として、自社の免税事業者との取引に問題がないかをチェックすることが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

カウンセラー 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後湯 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：FIT/FIP 認定手続における周辺地域の住民に対する事前周知に関する議論の動向

2023年8月7日、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（「本WG」）において、FIT/FIP 制度の認定手続における周辺地域の住民に対する説明会の開催等事前周知手続き²に関する考え方についての検討が行われました。

以下、本WGにおける事務局（資源エネルギー庁）提案³について概説します。

(1) 説明会を実施すべき事業者の範囲

FIT/FIP 認定申請を行う事業者のうち、説明会を実施すべき事業者の範囲については、発電事業の規模⁴に応じて、下表のような提案がなされています。

	10kW未満の太陽光	10kW以上の屋根設置型太陽光	10kW以上50kW未満の設備（※）	50kW以上の設備（※）
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア	事前周知の要件なし	事前周知は努力義務	説明会の開催義務あり	説明会の開催義務あり
上記エリア以外			説明会以外の事前周知義務あり	

（※）屋根設置型太陽光を除く。

なお、「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」としては、以下の3つのエリアが掲げられています。

- ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP 認定申請要件として許認可取得⁵が求められる、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の対象エリア
- ② 災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクが高い、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険個所に該当するエリア
- ③ 条例において自然環境・景観の保護を目的として定められる保護エリア

² 周辺地域の住民に対する説明会の開催等の事前周知の実施は、2023年5月に成立したGX脱炭素電源法による改正後の再エネ特措法9条2項7号により、一定の要件を充足する発電設備に対して、FIT/FIP認定における新たな要件として追加されました。なお、GX脱炭素電源法による改正後の再エネ特措法は、原則として2024年4月1日の施行が予定されています。改正後の再エネ特措法の内容については、[Energy & Infrastructure Bulletin 2023年5月号 \(Vol.35\)](#) をご参照ください。

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/009_01_00.pdf

⁴ 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者（実質的支配者が同一であるSPCも含みます。）が実施する再エネ発電事業が複数ある場合には、当該複数の発電事業の合計出力により、発電事業の規模を判断することが検討されています。

⁵ 当該許認可取得の要件については、[Client Alert 2023年8月号 \(Vol.116\)](#) もご参照ください。

Client Alert

(2) 説明会の内容（説明事項・議事等）

説明会における説明事項・議事等については、以下の各項目とする提案がなされています。このうち、①～⑤については、各電源共通での説明事項を定めることとされていますが、⑥については、電源の特性によって内容が変わり得るため、各電源共通での説明事項に加えて、電源別の説明事項を定めることとされており、次回以降の本WGにて具体的な検討が進められる予定です。

- ① 事業計画の内容
- ② 関係法令遵守状況
- ③ 土地権原取得状況
- ④ 事業に関する工事概要
- ⑤ 関係者情報
- ⑥ 事業の影響と予防措置

(3) 「周辺地域の住民」の範囲

説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、①電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を基本とした上で、②地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える（意見がない場合は、①の範囲のみ）という提案がなされています。

(4) 説明会の開催時期・回数

説明会の開催時期については、FIT/FIP 認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）に実施することを求める提案がなされていますが、FIT/FIP 認定申請の要件として森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法の許認可取得が必要となる場合や環境アセス（条例によるものを含みます。）が必要とされる場合等は、より早期の段階（例：関係法令における許認可等の申請前）における説明会の開催を求めることも検討されています。

また、説明会の開催回数については、具体的な回数についての言及はないものの、説明会への参加者が多く円滑なコミュニケーションが困難となる場合や住民からの質疑等が多い場合等、複数回の説明会の開催が必要となる場合があるといった考えが示されています。

(5) 説明会に関するその他の論点

説明会の開催案内について、日時・場所を明確にした上で、説明会開催の二週間前までに実施するよう求める提案がなされています。周知方法としては、ポスティング、個別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用等が掲げられています。

また、説明会の実施に当たっては、説明の責任主体を明確化する観点から、発電事業者自身の出席を求めるべきであるとされています。

Client Alert

加えて、事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合や発電事業について一定の重要な事項⁶に変更がある場合は、改めて説明会の開催を求めることが適切であるとされています。

最後に、FIT/FIP 認定時には、説明会の開催案内を実施したことを証する資料や説明会の議事録等に加えて、説明会の概要報告書の提出を求め、その内容に虚偽が発覚した場合には、FIT/FIP 認定を行わないか、既に行った FIT/FIP 認定の取消等、厳格な対応を行うことが示されています。

(6) 説明会以外の方法による事前周知

説明会以外の事前周知については、以下の各事項が検討されています。

事前周知の方法	①ポスティング又は個別訪問による方法、又は、②回覧板又は自治体広報誌を活用して事業者 HP へのリンクを示した上で、当該事業者 HP に情報を掲載する方法
説明事項	原則として説明会における説明事項と同じ
「周辺地域の住民」の範囲	電源種・規模ごとに設定された一定の距離内の居住者
事前周知の時期	FIT/FIP 認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）まで
FIT/FIP 認定時の書面提出	事前周知先の名簿や配布資料等に加え、事前周知の概要報告書を提出。虚偽が発覚した場合には、FIT/FIP 認定を行わないか、既に行った FIT/FIP 認定の取消等、厳格な対応を実施

以上のとおり、今回の本 WG における検討内容により、FIT/FIP 認定における説明会等の事前周知の要件の内容が相当程度具体化してきたといえます。次回以降の本 WG における検討対象とされている項目について、引き続き今後の議論の動向に注視する必要がありますが、現在進行中の開発案件においても、本 WG での議論を参考にし、丁寧な地元説明等が求められると考えられます。

パートナー 小林 卓泰
 ☎ 03-5223-7768
 ✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
 シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
 ☎ 03-5220-1858
 ✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

⁶ 発電設備の認定出力・パネル出力を一定規模以上変更する場合、設備の設置場所を変更する場合等。

Client Alert

5. 労働法：最高裁による無期・有期契約労働者間の基本給の差異が労契法 20 条にいう不合理と認められるとした原審の判断に対する破棄差戻判決について

2023年7月20日、最高裁は、正職員と嘱託職員の労働条件の相違の一部について労働契約法（「労契法」）20条にいう不合理と認められるものとした名古屋高裁の判断を破棄し、差し戻す判決（「本判決」）をしました。

本件は、定年退職後に、上告人（自動車学校）と有期労働契約を締結していた被上告人らが、上告人と無期労働契約を締結している労働者との間における基本給、賞与等の相違が労契法 20 条に違反すると主張して、上告人に対し、当該相違に係る差額について、不法行為等に基づく損害賠償等を求める事案です。原審の名古屋高裁は、当該相違について、基本給の 60% を下回る部分について労契法 20 条にいう不合理なものとして認められるとして、損害賠償請求を一部認容しました。

しかし、最高裁は、原審が、①正職員の基本給の性質の有無・内容・支給の目的を十分に検討せず、嘱託職員の基本給についても、性質・支給の目的を何ら検討していないこと、②労働条件に係る合意の有無・内容という労使交渉の結果のみならず、その具体的な経緯を勘案していないことを指摘し、「正職員と嘱託職員である被上告人らとの間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違について、各基本給の性質やこれを支給することとされた目的を十分に踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮しないまま、その一部が労働契約法 20 条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を誤った違法がある」と判示しました。

本判決は労契法 20 条における考慮要素を明らかにするものとして、今後の労契法 20 条の適用を検討する際に参考になります。本判決により、本件は、名古屋高裁で審理されることとなりますが、本判決が示す考慮要素を踏まえ、原審の判断が変更されるか、注目されます。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

Client Alert

6. 会社法：東証「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）に係る上場制度の整備等について」を公表

2023年7月28日、東京証券取引所（「東証」）は、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）に係る上場制度の整備等について」（「女性活躍に係る整備等について」）を公表しました。これは2023年6月に内閣府が公表した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」の具体的な施策の一つとして、プライム市場の上場会社について、女性役員比率に係る数値目標等が示されたことを踏まえ、所要の上場制度の整備を行うものです。また、投資単位の水準の見直し等も併せて行うこととしています。主な内容は以下のとおりです。

1 女性役員の選任について

プライム市場の上場内国会社における女性役員の選任について、以下のとおり定めるとされています。

- ① 2025年を目途に女性役員を1名以上選任するよう努める。
- ② 2030年までに女性役員の比率を30%以上とすることを旨とする。
- ③ 上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。

なお、上記の女性役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者を含むことができるものとされています。

2 望ましい投資単位の水準の見直しについて

望ましい投資単位の水準の下限「5万円以上」を撤廃することとされています。これは、投資単位が望ましい投資単位の下限を下回っている銘柄の近年の売買状況や、上場会社において個人投資家が投資しやすい環境を整備する観点から下限を下回る水準への移行を目的とした株式分割を検討する動きがみられること等を踏まえたものです。

女性活躍に係る整備等については、パブリックコメントの結果の検討等を経たのち、2023年10月を目途に実施する予定とのことです。一方で、2023年5月に内閣府男女共同参画局が公表した「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けてデータ集」によると、プライム市場上場企業の女性役員（取締役、監査役、執行役）の比率は2022年7月末時点で11.4%にとどまり、また約2割の企業で女性役員がないという状況です。そのため、各社においては、パブリックコメントの結果も踏まえた女性活躍に係る整備等の内容も踏まえつつ、自社の女性役員の獲得・育成に向けた対策の見直し等を進める必要があります。

<参考資料>

Client Alert

東証：「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）に係る上場制度の整備等について」（2023年7月28日）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20230728-01.html>

内閣府男女共同参画局：「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けてデータ集」（2023年5月）

<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/kouzyunkan/siryo/pdf/data.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理・コンプライアンス：国連ビジネスと人権の作業部会、訪日調査のミッション終了ステートメントを公表

国連ビジネスと人権の作業部会（「作業部会」）は、7月24日から8月4日にかけて国連ビジネスと人権に関する指導原則（「指導原則」）の日本における履行状況を検証することを目的とした訪日調査として政府機関、地方公共団体、企業等へのヒアリングを実施し、8月4日にミッション終了ステートメント（「ステートメント」）を公表しました。ステートメントは訪日調査の結果を初期的に報告するものであり、2024年6月に最終報告書が国連人権理事会に対して提出される予定です。

ステートメントは、人権を保護する国家の義務に関して、日本が2020年にビジネスと人権に関する行動計画（「NAP」）を策定し、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を発表したこと等を評価する一方、人権を尊重する企業の責任に関して、根本的問題として、①各種の企業間で、指導原則の理解と履行の間に大きなギャップがあること、②ビジネス界の様々なステークホルダーは作業部会に対し、政府が指導原則のピラー1（人権を保護する国家の義務）に基づく義務をもっと積極的に果たす必要性を指摘したこと、③ビジネス界からの中心的メッセージとしては、タイムリーでそれぞれの企業に合わせた、ニーズへの対応を基本とする能力構築が必要だという声も作業部会に伝えられたことを指摘しています。また、救済へのアクセスに関しては、国家司法メカニズムについて、事業活動の関連で生じる幅広い人権問題に対する裁判官の認識が低いこと、国家非司法メカニズムについて、日本に専門のNHRI（国家人権機関）がないことを深く憂慮する等の指摘がなされました。

また、訪日調査において作業部会が情報提供を受けたビジネス関連の人権問題に関して、リスクにさらされているステークホルダー集団として、女性、LGBTQI+、障害者、先住民族、部落、労働組合等を指摘し、また、テーマ別分野として、福島第一原子力発

Client Alert

電所の汚染除去・廃炉作業に関わった人々や技能実習制度の下で働く外国人労働者に対する人権侵害のほか、メディア・エンターテインメント業界における人権侵害等が指摘されています。

ビジネスと人権の問題は今後も重要性を高めていくものと思われますので、2024年6月に予定されている最終報告書の内容も踏まえ、継続的に、自社の取組みが十分な水準となっているかを確認し、アップデートしていくことが必要となります。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
アソシエイト 重富 賢人
☎ 052-446-8657
✉ kento.shigetomi@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：AI等を用いた契約書関連業務支援サービスの提供と弁護士法72条の関係

2023年8月、法務省はAI等を用いた契約書等関連業務支援サービス（「本件サービス」）の提供と、いわゆる非弁行為を禁止した弁護士法72条（「法72条」）との関係性をまとめた資料（「本資料」）を公表しました。法72条は、弁護士又は弁護士法人以外の者が、①「報酬を得る目的」で、②「訴訟事件…その他一般の法律事件」に関して、③「鑑定…その他の法律事務」を行うことを禁止します。本資料は、同条の解釈・適用は最終的には裁判所の判断に委ねられるべきものと述べた上、一般論として、AI等を用いた本件サービスの法72条該当性に関する考え方について、以下のとおりまとめています。また、いわゆる生成AIを用いたサービスの提供と同条の関係についても、原則として同様の枠組みで判断されるべきものとされています。

(1) 「報酬を得る目的」について

法72条の「報酬を得る目的」にいう「報酬」とは、法律事件に関し、法律事務取扱のための役務に対して支払われる対価をいうとされています。本資料によると、一見、報酬を得ていないようでも、①事業者が提供する他の有償サービスの契約の締結を誘導するとき、②第三者が提供する有償サービスの利用を誘導し、本件サービスの利用者が当該有償サービスを利用した際に第三者から事業者へ金銭等が支払われるとき、③金銭等を支払って利用資格を得た者にのみ本件サービスを提供するとき等、利益の供与と本件サービスの提供に実質的に対価関係が認められる場合には、「報酬を得る目的」に該当し得るとされています。

Client Alert

(2) 「訴訟事件…その他一般の法律事件」について

「その他一般の法律事件」に該当するというためには、法 72 条列挙事由に準ずる程度に法律上の権利義務に関し争いがあり、あるいは疑義を有するもの（いわゆる「事件性」があるもの）とされています。本資料によると、取引当事者間で、紛争発生後に和解契約等を締結する場合等は、法律上の権利義務に争いがあり「事件性」が認められるため、かかる事例での本件サービスの提供は、「その他一般の法律事件に関して」との要件を満たすとされています。一方、継続的取引の基本契約を締結している会社間で、特段の紛争なく従前同様の物品を調達する契約を締結する場合等は、「事件性」が認めがたいことが通常とされ、このような事例での本件サービスの提供は、通常、「その他一般の法律事件に関して」との要件を満たさないとされています。

(3) 「鑑定…その他の法律事務」について

本資料によると、契約書等の作成業務の支援サービスについては、利用者による非定型的な入力内容に応じ、個別の事案の経緯や契約内容等を法的に処理し、具体的な契約書等が表示される等のサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当し得るとされています。一方、利用者があらかじめ設定された項目について定型的内容を入力し又は選択肢から希望項目を選択することで、システムに登録された特定のひな形が表示されたり、利用者の入力内容が反映されたひな形が表示される程度のサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当しないとされています。

契約書等の審査業務の支援サービスについては、契約書等の記載内容について、個別の事案に応じた法的リスクの有無や程度が表示される場合や、個別の事案の経緯や契約内容等を法的に処理して、具体的な修正案が表示される等のサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当し得るとされています。一方、字句の意味内容と無関係に、契約書等の記載内容と登録された契約書等のひな形の記載内容について、その相違部分又は類似性が認められる部分が表示される程度のサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当しないとされています。また、契約書等の記載内容と登録された契約書等のひな形の記載内容又はチェックリストの文言が一致したり言語的な意味内容が類似する場合に、ひな形又はチェックリストと紐付いた一般的な条項例・解説・裁判例等が、そのまま表示される程度のサービス提供も、「鑑定…その他の法律事務」に該当しないとされています。

契約書等の管理業務の支援サービスについては、契約書等の記載内容について、事案に応じた法的リスクの有無やその程度、個別の法的対応の必要性が表示されるようなサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当し得る一方、文言（契約関係者、契約日、契約金額等）に応じて契約書等が分類・表示される程度であったり、契約書等について、一定の時期や条件を満たした際に、登録された留意事項等が表示される程度のサービス提供は、「鑑定…その他の法律事務」に該当しないとされています。

Client Alert

(4) 弁護士による本件サービスの利用について

本資料によると、上記議論にかかわらず、本件サービスを弁護士又は弁護士法人に提供する場合であって、当該弁護士又は当該弁護士法人の社員である弁護士が、その業務として法律事務を行うに当たり、本件サービスを利用しつつ、契約書等を自ら精査し、必要に応じて自ら修正を行う等の場合は、弁護士法 72 条に違反しないとされています。

パートナー 川端 健太
☎ 03-6266-8743
✉ kenta.kawabata@mhm-global.com
アソシエイト 宮本 雄太
☎ 03-5293-4889
✉ yuta.miyamoto@mhm-global.com

9. M&A : TOB を担当した証券会社に所属する従業員について、「その者の職務に関し知ったとき」にあたりとされた事例（最決令和 4 年 2 月 25 日）

最高裁は、公開買付けを担当した証券会社に所属する従業員が、(i)自らの所属する部署の共有フォルダ内の資料から、ある上場子会社（名称は不明）に対する公開買付けの実施に関する決定事実が存在することを知った上で、(ii)当該部署の他の従業員の不注意による発言から当該案件の公開買付者の名称を把握した後、(iii)当該公開買付者の有価証券報告書を閲覧することで、当該上場子会社の名称を特定したという事案に関して、金融商品取引法 167 条 1 項 6 号にいう「その者の職務に関し知ったとき」に該当すると判示しました。

当該要件に関しては、具体的にどのような場合がこれに該当するかが明確でないことが一般的に指摘されており、職務の内容として内部情報を知り得る立場にあることに直接起因して重要事実を知った場合は規制対象とされる一方で、単なる物理的アクセスを通じて知った場合は規制対象外と考えられている、といった見解等が存在しています。

本決定は、「その者の職務に関し知ったとき」の該当性に関して最高裁が判示した初めての事案であり、また、独自に調査を行った結果知った情報により対象株式を特定した場合も当該要件に該当すると判示した事例として、参考になると考えられます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 立元 寛人
☎ 03-5293-4871
✉ hiroto.tatemoto@mhm-global.com
✉

Client Alert

10. キャピタル・マーケット：金融庁、2023 事務年度金融行政方針を公表

金融庁は、2023 年 8 月 29 日、「2023 事務年度金融行政方針」を公表しました（本方針）。本方針は、2023 事務年度（2023 年 7 月～2024 年 6 月）において、金融庁が取り組むことを検討している取組みや作業計画等を明らかにしたものです。

本方針の中で掲げられている取組みは多岐に亘りますが、中でも、金融資本市場の活性化を目指して、①スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化、②コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実等に取り組むことが示されています。

上記取組みにかかる作業計画として、①スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化については、株式投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限・投資家の投資上限の検討、特定投資家私募・少額募集のあり方等のスタートアップ企業の資金調達に係る制度の見直し・検討、譲渡制限付株式（RS）に関する有価証券届出書提出免除制度の利用促進に係る検討、先行投資型バイオベンチャーの上場審査の合理化の検討、②コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実については、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023 年 4 月公表）に盛り込まれた施策の検討・実施、有価証券報告書レビューを通じたサステナビリティに関する取組みの開示の底上げ、四半期決算短信の見直し等に係る制度整備等が挙げられています。

また、サステナブルファイナンスの推進についても今後の取組みとして掲げられており、具体的には、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022 年 12 月公表）を受け、我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）において今後設定される開示基準を法令上の枠組みに位置付けるための制度整備に向けた対応等が掲げられています。

金融庁は、例年金融行政方針に則って法改正等を進めており、上記施策についても今事務年度中に実現される可能性が高いため、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：経済産業省「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」の中間とりまとめを公表

経産省は、2023年7月31日、「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」の中間とりまとめ（「本中間とりまとめ」）を公表しました。同研究会は、日本のイノベーション拠点としての魅力向上により国際競争力を強化し、民間企業によるイノベーションへの資金循環を促進するために必要な施策を検討することを目的として、2023年5月からイノベーションボックス税制の設計について論点の整理を行ってきました。

イノベーションボックス税制とは、特許権等の知的財産権により得られた所得について、優遇税率を適用することにより、イノベーション投資を促す制度です。欧州を中心に、近年ではアジア等の他の地域でも導入が進んでいるものの、その内容は、対象となる知的財産の範囲、対象となる所得の範囲等の点において制度ごとに異なっています。そして、イノベーションボックス税制は、無形資産の所有権移転による所得の移転という特徴から、租税回避に利用されるおそれがあり、OECDのBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクトにおいて修正ネクサスアプローチが導入され、優遇措置の対象を原則として納税者が「国内で自ら」行った研究開発支出に基づき取得された知財由来の所得に限定することとなっています。

本中間とりまとめでは、これらの従来の議論が整理され、諸外国の関連税制が紹介されているほか日本におけるイノベーションボックス税制の制度設計試案として、日本の制度の議論状況も公表されています。イノベーションボックス税制の日本における導入時期は明らかではないものの、同制度の我が国における導入に関する議論は、引き続き注目されます。

<参考資料>

「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」の中間とりまとめを公表します」（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230731002/20230731002.html>

「BEPS プロジェクト」（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 中村 太智

☎ 03-5293-4925

✉ taichi.nakamura@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（インド）：デジタル個人情報保護法の成立

インドにおいては、従来、個人情報保護に関する一般法は存在しなかったところ、2023年8月11日に、デジタル個人情報保護法（Digital Personal Data Protection Act, 2023）が成立しました。

(1) 適用対象

デジタル個人情報保護法の適用対象は、「デジタル個人情報」とされています。「デジタル個人情報」は、オンラインで収集された個人情報、及びオフラインで収集された後デジタル化された個人情報と定義されています。なお、デジタル化されていない個人情報は同法の適用対象外になります。

また、デジタル個人情報保護法は、①インド領域内のデジタル個人情報を処理する場合に加えて、②インド領域外のデジタル個人情報を処理する場合であっても、当該処理が、インド領域内のデータ主体（Data Principal）に対する製品又はサービスの提供に関連する活動に関して行われる場合にも適用されます。

(2) 通知・同意の取得義務

データ受託者（Data Fiduciary）がデジタル個人情報を処理する場合には、データ主体からの同意取得、又は、同法で定められている一定の適法な場合に該当することが必要とされています。また、データ受託者は、データ主体の同意を取得するに当たっては、①個人情報及びその処理の目的、②同意の撤回等の方法、③当局への苦情申し立て方法等を記載した通知を行う必要があります。なお、デジタル個人情報保護法の施行前に同意を取得していた場合でも、合理的に実務上可能な限り早くデータ主体に対して上記通知を行うことが必要とされています。

以上のほか、デジタル個人情報保護法は、データ主体の権利・義務、重要データ受託者（Significant Data Fiduciary）の義務、罰則などが規定されています。同法の施行時期は今後公表される予定であり、同法には明確でない点もあるため、その動向に注視していく必要があります。

パートナー 御代田 有恒
☎ 03-6266-8989
✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 小林 高大
☎ 03-5220-1856
✉ s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（ロシア）：ロシア政府による対ロ制裁への対抗措置の動向

2023年8月4日、連邦法422-FZ号（「本改正法」）が公布され、2024年2月1日に発効します。本改正法は、2006年12月30日付で制定された特別経済制裁及び強制制裁についての連邦法281-FZ号（「本法」）等を改正し、日本を含む非友好国等の一定の対象者に対する資産凍結等について規定するものです。

(1) 本法律の規制の概要

本改正法により、外国国家、外国企業、外国人、無国籍者及びそれらが議決権の50%以上を有する法人等（「外国企業等」）も、本法に定める経済制裁の対象者（「本対象者」）に追加され得ることになりました。具体的な本対象者の指定及び制限の内容は、本法に従い、安全保障会議等の提言に基づいて大統領により決定され、連邦政府により承認されることとなります。本対象者に対する具体的な制限の内容としては、①経済的支援、技術支援又は軍事技術協力等の停止、②金融機関等による金融業務の提供の禁止、③ロシア国内における資産の凍結、④対外経済取引の禁止、⑤関税率の変更、⑥ロシア港湾や領空への侵入の禁止、⑦本対象者の観光の制限等があります。

なお、ロシア中央銀行に、本法による制限を遵守しない企業に対して、最大6ヶ月の業務停止又は最大500万ルーブル（約750万円相当）の罰金等の制裁を科す権限が付与されています。

(2) 本対象者において例外的に認められる行為

金融資産の凍結等の制限がなされた本対象者においても、①預金金額に対する利息、年金等の手当の受取り、②本人と家族1人当たりにつき月額1万ルーブル（約1万5,000円相当）までの給与の受取りと支出、③②に加えて本人と家族1人当たりにつき月額1万ルーブルまでの医療費の支出、④税金、保険料、罰金、利息等の支払いは例外的に認められます。

また、雇用者の場合は、従業員に対して、生活最低限度額を上限とする支払いのみが例外的に認められます。

本改正法により、非友好国に関係する法人又は個人等に対する資産凍結等を通じて、ロシアでの事業の継続がより一層困難になる可能性があります。ロシア政府による対ロ制裁への対抗措置に関しては、本改正法のほか、[Client Alert 2023年5月号 \(Vol.113\)](#)でお伝えしたロシア事業からの撤退に際してのロシア政府への寄付の義務化等もあり、ロシア政府の動向を引き続き注視していく必要があります。

Client Alert

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

カウンセラー 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

アソシエイト 紫垣 遼介
☎ 03-5293-4861
✉ ryosuke.shiqaki@mhm-global.com

アソシエイト 石河 有彩
☎ 03-5220-1887
✉ arisa.ishikawa@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟に関する EU 指令を踏まえた欧州各国の法整備の動向

EU（欧州連合）においては、2020年11月24日に、消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟に関するEU指令（EU Directive 2020/1828）（「EU消費者代表訴訟指令」）が採択され、これに従い、EU加盟国は、2022年12月25日までにEU消費者代表訴訟指令に従って国内法を整備し、2023年6月25日から同指令に従った措置を実行することが求められていました。

具体的には、事業者による行為によって消費者の集団的利益が害される場合で、消費者保護法、データ保護、金融サービス、旅行・観光、エネルギー、通信、環境、航空・鉄道等の分野においてEU法やそれに基づく国内法の違反がある場合に、適格団体（qualified entities）が差止めや救済措置（損害賠償のほかに、修理・代金減額等を含む措置）を求めて、EU加盟国の裁判所ないし行政当局に対して代表訴訟（representative action）を起こすことができるという制度の導入が求められていました。この代表訴訟においては、訴訟を提起する適格団体は、特定の消費者個人から委任を受けるわけではなく、また、消費者個人は訴訟の原告になることなく、適格団体が一定の範囲の消費者を代表して訴訟の提起を行うことが可能となります。

現在、このEU消費者代表訴訟指令に従った各国の国内法の立法や施行が進められています。例えば、イタリアでは、消費者代表訴訟は、あらかじめ登録された適格団体のみが、民事裁判所のビジネス専門部に訴訟を提起することができること、適格団体は代表する消費者のグループを正確に特定する必要があること、適格団体と被告となった事業者は、訴訟手続の中で和解を申請することができ、裁判所はかかる和解が強行法規に反するとか合理的に債務の履行ができないと思われる事情がない限りは、和解を承認することが想定されていること等のルールを定めた国内法が2023年6月25日に施行されました。

EU加盟国では国内法の制定・施行の手続が遅れており、2023年6月25日には間に合わなかったものの、現在、手続が進められているところです（例えば、ドイツでは、

Client Alert

まだ議会の審議手続が行われていますが、2023年9月頃には国内法が成立することが見込まれています。)

今後、欧州の消費者代表訴訟がアメリカの集団訴訟 (class action) のように広く利用される制度となる場合には、欧州において消費者向けのビジネスを展開する日本企業の訴訟リスクに一定の影響を与える可能性があり、各国の法制度の内容や消費者団体の動向を注視する必要があります。

パートナー 大野 志保
☎ 03-6266-8539
✉ shiho.ono@mhm-global.com

15. 国際通商／経済安全保障：米国による対中国投資規制の発表

(1) 発表の概要

2023年8月9日、米国のバイデン大統領は、安全保障上の懸念国 (“countries of concern”) における投資に関する大統領令 14105 号 (「本大統領令」) を発表しました。本大統領令は、米国人による、懸念国 (現時点では、中国⁷のみが挙げられています) に対する①半導体・マイクロエレクトロニクス、②量子情報技術、③人工知能の3分野の機微技術・製品に関する一定の投資を禁止又は届出義務の対象とするものとしています。規制の詳細については、パブリックコメントを経て財務長官が定めるものとされており、パブリックコメントの募集通知 (「本募集通知」) も同日に公表され、検討中の規制内容が一部明らかとなっています⁸。財務長官が定める規則の施行は、2024年以降になると見られています。

規制対象となる対外投資の種類については、米国からの投資により得られる経営支援、投資・人材ネットワーク等、資本以外の無形の利益が機微技術・製品の開発に利用される可能性に関する懸念を背景として、懸念国における投資のうち、会社持分の取得や新会社・JV の設立等を規制対象としつつ、公開市場における証券取引等の受動的投資については規制の例外とすることが検討されています。

他方、禁止・届出義務の対象となる機微技術・製品に関しては、上記①の分野については、電子設計自動化 (EDA) ソフトウェア、半導体製造装置、先端半導体設計・製造・パッケージング、スーパーコンピュータ、②については、量子コンピュータ・部品、量子センサー、量子ネットワーク・量子通信システム、③については、AI を組み込んだ、

⁷ 香港・マカオ両特別行政区を含むものとされています。

⁸ パブリックコメントの期間は2023年8月14日から9月28日までとされています。

Client Alert

軍事、政府インテリジェンス又は集団監視の最終用途向けのソフトウェアの開発を、それぞれ禁止の対象とすることを検討中であることが本募集通知で示されています⁹。

(2) 背景・今後の動向

米国においてはかねてより、米国からの対外投資に対する規制が検討されており、本大統領令の公表も、対外投資規制の具体化に向けた動きの一環と考えられます。もっとも、上記のとおり懸念国や対象分野が限定されている等、現時点では、「逆 CFIUS」と呼ぶべき広汎な事前審査制度とはなっていません。

また、2023年7月には、国防授權法（NDAA）の改正の一部として、懸念国における一定の機微分野への投資について事前通知義務を課す内容の対外投資透明性法（OITA）が上院を通過しています。もっとも、下院との法案の調整が必要であるため、最終的に施行される NDAA の内容は未確定であり、また、本大統領令・本募集通知で検討されている内容とは規制の範囲が異なります¹⁰。

これらの米国における立法の状況も踏まえると、引き続き動向に注視が必要です。

加えて、本大統領令に合わせて米国財務省が公表した[ファクトシート](#)において、本大統領令及び本募集通知は、G7 その他の同志国・パートナーとの協議・対話を反映したものであると述べられていること等も踏まえると、日本を含む各国¹¹において、類似の対外投資規制導入が検討される可能性もあると考えられます。他方、中国は、本大統領令及び本募集通知の発表を受け、対抗措置の検討も示唆しており、米国・同志国と中国の双方における今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

✉ shigehiko.ishimoto@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平

☎ 03-5293-4869

✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

⁹ ①については、非先端半導体の設計・製造・パッケージング、③については、AIを組み込んだその他の一定の用途向けのソフトウェアの開発を、それぞれ届出義務の対象とすることが検討されています。

②に関する届出義務は、現時点では検討されていません。

¹⁰ 懸念国や対象セクターは OITA の方が広汎である一方、上院を通過した OITA には、本大統領令と異なり、投資を禁止する規定はありません。

¹¹ EU における対外投資規制を含む投資管理規制の動向については、当事務所 [Client Alert 2023年5月号 \(Vol.113\)](#) 「16. 国際通商：EU における投資管理規制の近時の動向」もご参照ください。

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『LBO ファイナンスの実務～レンダー及びスポンサー双方の観点からスキーム・契約交渉上のポイントを解説～』

開催日時 2023年9月7日（木）10:00～12:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）主催「CSV 経営サロン 2023 第1回 環境ビジネスに必要なリーガルマインド～グリーンウォッシュといわれないために～（仮）」』

開催日時 2023年9月8日（金）10:00～12:00

講師 高宮 雄介

主催 一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）

- セミナー 『近時の M&A 取引の基本的特徴と最新動向を 60 分で解説～カーブアウトや上場会社をめぐる M&A 取引を題材に～』

開催日時 2023年9月8日（金）14:00～15:00

講師 林 宏和、李 政潤、西本 良輔、喜多野 恭夫

主催 Business&Law 合同会社

- セミナー 『スタートアップがめざす米国進出：ビジネス拡大のための具体的なステップ』

開催日時 2023年9月8日（金）16:30～20:30

講師 石田 幹人

主催 Stripe, Inc.

- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』

開催日時 2023年9月11日（月）19:45～21:00

講師 増田 雅史

主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群

- セミナー 『AI・web3・メタバースの法的課題と政策動向』

開催日時 2023年9月12日（火）14:00～15:00

講師 増田 雅史

主催 日本オンラインゲーム協会

Client Alert

- セミナー 『企業によるジェネレーティブ AI（Chat GPT など）の利用をめぐる法律問題～大規模言語モデル・画像生成 AI 等の利用にあたっての実務上のポイント～』
視聴期間 2023 年 9 月 15 日（金）10:00～2023 年 10 月 16 日（月）17:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『エンタテインメント分野における生成 AI の利用と著作権』
開催日時 2023 年 9 月 15 日（金）10:00～12:00
講師 齋藤 浩貴
主催 公益社団法人著作権情報センター（CRIC）

- セミナー 『第 5201 回金融ファクシミリ新聞社「リーガルリサーチの基礎知識とデータベース活用のためのポイント」』
開催日時 2023 年 9 月 21 日（木）13:30～15:00
講師 中村 智子（図書担当）
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『通信の秘密と電気通信事業法の最新動向』
開催日時 2023 年 9 月 25 日（月）18:15～20:30
講師 蔦 大輔
主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群

- セミナー 『【オンライン／会場】《2 時間速習》最新トレンドを踏まえたスタートアップ投資の基本と留意点』
開催日時 2023 年 9 月 26 日（火）10:00～12:00
講師 岡野 貴明
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』
開催日時 2023 年 9 月 26 日（火）10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 株式会社金融財務研究会

Client Alert

- セミナー 『「なぜ今 カーボン・クレジットなのか」 カーボン・クレジットの創出、活用、取引に関する実務上の留意点～カーボン・クレジット取引の最新動向 供給・需要の両側面から解説～』
開催日時 2023年9月26日（火）13:30～15:30
講師 鮫島 裕貴
主催 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『第5205回金融ファクシミリ新聞社セミナー「GX時代に向けた再エネ電源開発の最新動向—発電事業者、需要家、金融機関の視点から徹底解説—」』
開催日時 2023年9月27日（水）13:30～15:30
講師 野間 裕亘
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『上場子会社・新規上場企業・創業者が知っておきたい金融商品取引法入門』
開催日時 2023年9月27日（水）15:00～17:00
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『競争法審判決研究会「グリーン社会に向けた事業活動と競争法・独禁法の関係に関する論点の展開～グリーンガイドライン及び経済学的見地も踏まえて（仮）」』
開催日時 2023年9月29日（金）18:00～20:30
講師 高宮 雄介
主催 競争法審判決研究会

- セミナー 『第5208回金融ファクシミリ新聞社セミナー「脱炭素やESGに配慮した事業活動に関する独禁法上の留意点とその対応～公取委グリーンガイドラインの詳細解説と実務的な観点からの活用可能性を中心に」』
開催日時 2023年10月2日（月）10:30～15:30
講師 高宮 雄介
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所～』
開催日時 2023年10月4日（水）14:00～16:00
講師 今泉 憲人
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『スタートアップ買収の実務』（2023年8月刊）



出版社 株式会社日本経済新聞出版社
著者 増島 雅和、岡野 貴明

- 本 『大人になったあなたをまもる 18歳からの法律知識』（2023年8月刊）



出版社 株式会社清文社
著者 福島 邦真

- 論文 「〈実務問答会社法第75回〉Ⅰ 事業年度末日後に会計監査人非設置会社かつ非公開会社となった株式会社の事業報告及び注記表の記載事項、Ⅱ 取締役会の書面決議と特別利害関係取締役」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2331
著者 内田 修平

- 論文 「WTO アンチダumping等最新判例解説（97）国家安全保障を理由とする追加関税とセーフガード」

掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.7
著者 宮岡 邦生

Client Alert

- 論文 「中国最新法律事情（274）個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」
掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.7
著者 井村 俊介、上村 莉愛、崔 俊（共著）
- 論文 「日中比較労働法（第4回）」
掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.7
著者 五十嵐 充、児玉 祐基（共著）
- 論文 「レベル4が実現した自動運転の法制の現状と今後の展望」
掲載誌 NBL No.1247
著者 佐藤 典仁
- 論文 「〈特集2〉企業が平時から取り組むべき テーマ別 労働紛争「準備」のポイント」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.9
著者 西本 良輔
- 論文 「企業法務最前線〈第258回〉人的資本開示に関する最新の実務動向」
掲載誌 月刊監査役 753号
著者 奥田 亮輔
- 論文 「〈特集〉対話型AIが変える金融：生成AIのリスクを巡る規制の動きは今後活発に」
掲載誌 週刊金融財政事情 No.3502
著者 岡田 淳
- 論文 「普及加速の中でも柔軟な設計には課題が残る「株式報酬制度」」
掲載誌 週刊金融財政事情 No.3503
著者 五島 隆文
- 論文 「スパイ行為の範囲拡大、法執行権限等も強化 中国「反スパイ法」改正の概要と日本企業の留意点」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1683
著者 江口 拓哉、鈴木 幹太（共著）

Client Alert

- 論文 「第 211 回通常国会で成立した主な法律と実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1685
著者 河野 隆太郎
- 論文 「米国における Regulation 13D-G に係る近時の開示実務と SEC 規則改正案（上）（下）—日本における大量保有報告制度への示唆—」
掲載誌 金融・商事判例 No.1671、No.1672
著者 足立 悠馬、伊藤 雄馬（共著）
- 論文 「〈金融商事の目〉サプライチェーンの“上流”から“下流”へと広がる人権の取り組み」
掲載誌 金融・商事判例 No.1672
著者 梅津 英明
- 論文 「スイスにおける個人課税と移住の際の留意点」
掲載誌 月刊国際税務 Vol.43 No.7
著者 山川 佳子（共著）
- 論文 「株式対価 M&A を阻害しないための株式交付税制のあり方」
掲載誌 MARR（M&A Research Report）2023 年 8 月号 346 号
著者 大石 篤史
- 論文 「半導体分野における法環境の急変～アメ（助成金）とムチ（輸出管理）～」
掲載誌 海外投融資 Vol.32 No.4
著者 大川 信太郎
- 論文 「ビジネスに影響大 要点の把握を急げ」
掲載誌 週刊東洋経済 2023 年 7 月 8 日号
著者 大川 信太郎
- 論文 「人権 DD の法務対応の勘所」
掲載誌 経営法友会レポート No. 594
著者 梅津 英明
- 論文 「〈講演〉弁護士の活躍の歴史と将来期待される弁護士像」
掲載誌 第一東京弁護士会会報 No.601
著者 内田 貴

Client Alert

- 論文 「セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン事件（東京高裁 令 4.11.16 判決、東京地裁 令 4.3.30 判決）」
掲載誌 労働判例 No.1288
著者 西本 良輔
- 論文 「The Intellectual Property and Antitrust Review 8th Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Intellectual Property and Antitrust Review 8th Edition
著者 高宮 雄介、大段 徹次、塩崎 耕平、上村 莉愛（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide - Data Protection Laws and Regulations 2023 - Indonesia Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide - Data Protection Laws and Regulations 2023
著者 アバディ・ティスナディサストラ、ヌル・プラヨガ・モコギンタ（共著）
- 論文 「The International Investigations Review 13th Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The International Investigations Review 13th Edition
著者 藤津 康彦
- 論文 「Getting The Deal Through - Project Finance 2024 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Getting The Deal Through - Project Finance 2024
著者 武川 丈士、テット・アウン、ニルマラン・アミルタネサン、キンチャー・チャー、ジュリアン・バレンジー（共著）
- 論文 「Getting The Deal Through - Project Finance 2024 - Vietnam Chapter」
掲載誌 Getting The Deal Through - Project Finance 2024
著者 岸 寛樹、ハ・ティ・ヅウン、ニルマラン・アミルタネサン（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide - Shipping Law 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide - Shipping Law 2023
著者 濱 史子、小山 浩、内田 義隆（共著）

Client Alert

- 論文 「The Legal 500: Artificial Intelligence Country Comparative Guide 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 The Legal 500: Artificial Intelligence Country Comparative Guide 2023
著者 田中 浩之、輪千 浩平、市川 雄一、高橋 玲哉（共著）

- 論文 「International Aviation Finance & Leasing Review 2023/24」
掲載誌 International Aviation Finance & Leasing Review 2023/24
著者 林 浩美、早野 正隆、大段 徹次（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2023
著者 大石 篤史、酒井 真（共著）

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- IFLR1000 2023 にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の弁護士が日本において以下の通り高い評価を受けております。
さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及びベトナムにおいても以下の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。

分野

JAPAN

Tier 1

Banking、Capital markets : Debt、Capital markets : Equity、Capital markets : Structured finance and securitisation、M&A、Private equity、Project development、Project finance

THAILAND

Tier 1

Banking and finance、Project development

Tier 2

M&A、Restructuring and insolvency

Tier 3

Capital markets : Debt、Capital markets : Equity

Client Alert

MYANMAR

Tier 2

Financial and corporate

Tier 3

Project development

VIETNAM

Active

Financial and corporate

弁護士

<Practice Area>

JAPAN

・ Banking

Market leader: 前田 博、佐藤 正謙／Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山 大樹、根本 敏光／Notable practitioner: 竹野 康造、丸茂 彰、植田 利文

・ Banking and finance

Rising star partner: 白川 佳、松田 悠希

・ Capital markets

Market leader: 鈴木 克昌／Highly regarded: 武川 丈士

・ Capital markets -Debt

Highly regarded: 箱田 英子、安部 健介、田井中 克之／Notable practitioner: 藤津 康彦

・ Capital markets -Equity

Highly regarded: 安部 健介、尾本 太郎、石橋 誠之／Notable practitioner: 天野 園子、宮田 俊／Rising star partner: 佐伯 優仁、五島 隆文／Rising star: 繁多 行成

・ Capital markets - Structured finance and securitisation

Market leader: 佐藤 正謙／Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、小林 卓泰、江平 享、根本 敏光／Rising star partner: 倉持 喜史

Client Alert

- ・ REIT
Highly regarded: 尾本 太郎、根本 敏光

- ・ Investment funds
Notable practitioner: 三浦 健

- ・ M&A
Highly regarded: 河井 聡、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、内田 修平、根本 敏光、松下 憲／Notable practitioner: 丸茂 彰、戸嶋 浩二、篠原 倫太郎、林 宏和、熊谷 真和、関口 健一、東 陽介

- ・ Private equity
Highly regarded: 棚橋 元、石綿 学、松下 憲／Notable practitioner: 林 宏和

- ・ Project development
Highly regarded: 小林 卓泰、岡谷 茂樹

- ・ Project finance
Market leader: 前田 博／Highly regarded: 小林 卓泰、武川 丈士、岡谷 茂樹、村上 祐亮／Notable practitioner: 島 美穂子／Rising star partner: 末廣 裕亮

- ・ Restructuring and insolvency
Highly regarded: 棚橋 元

SINGAPORE

- ・ Capital markets – Debt、Capital markets – Equity
Highly regarded: トニー・グランディ

THAILAND

- ・ Banking
Market leader: ジェッサダー・サワディポン／Highly regarded: ジョセフ・ティスティウオン、プレーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Banking and finance
Notable practitioner: サランポーン・チャイアナン

Client Alert

- Capital markets
Highly Regarded: アカラポン・ピチエードヴァニチヨーク、タナナン・タマキアット
- M&A
Highly regarded: アカラポン・ピチエードヴァニチヨーク、ヌアンポーン・ウエークスワナラック
- Project development
Highly regarded: ジョセフ・ティスティウオン/Rising star partner: デイビット・ベックステッド
- Project finance
Market leader: ジェッサダー・サワッディポン/Highly regarded: ジョセフ・ティスティウオン、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン
- Restructuring and insolvency
Notable practitioner: スパルーク・ラグサリゴーン/Rising Star Partner: ナティー・シーラチャルアン

MYANMAR

- M&A
Highly regarded: キンチョー・チャー
- Financial and corporate
Rising star: ニルマラン・アミルタネサン
- Project development
Highly regarded: キンチョー・チャー/Rising star partner: 井上 淳/Rising star: ニルマラン・アミルタネサン

VIETNAM

- M&A
Highly regarded: グエン・ゴック・フック/Notable practitioner: 西尾 賢司/Rising star partner: ハ・ティ・ヅウン

Client Alert

<Industry Sector>

JAPAN

▪ Automotive

Highly regarded: 箱田 英子、江平 享

▪ Banking

Highly regarded: 諏訪 昇

▪ Energy

Highly regarded: 小林 卓泰、武川 丈士

▪ Financial services

Highly regarded: 諏訪 昇、箱田 英子

▪ Industrials and manufacturing

Highly regarded: 箱田 英子

▪ Insurance

Highly regarded: 河井 聡、江平 享、田井中 克之 / Notable practitioner: 藤津 康彦

▪ Investment management

Notable practitioner: 三浦 健

▪ Mining、Natural resources、Oil and gas

Notable practitioner: 島 美穂子

▪ Pharmaceuticals and life sciences

Highly regarded: 河井 聡、諏訪 昇、棚橋 元

▪ Real estate

Highly regarded: 諏訪 昇、小澤 絵里子、尾本 太郎、江平 享、岡谷 茂樹、根本 敏光、田井中 克之 / Notable practitioner: 藤津 康彦

▪ Social infrastructure、Transport、Utilities

Market leader: 前田 博

Client Alert

- ・ Technology and telecommunications

Highly regarded: 棚橋 元

THAILAND

- ・ Automotive

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク

- ・ Energy

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン / Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Natural resources

Highly regarded: スパトラー・サターポンナーノン

- ・ Oil and gas

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

- ・ Real estate

Highly regarded: アカラポン・ピチェードヴァニチヨーク、プラーニー・クリンラット

- ・ Utilities

Market leader: ジェッサダー・サワッディポン

MYANMAR

- ・ Energy

Highly regarded: キンチョー・チー

➤ [Who's Who Legal: Capital Markets 2023](#) にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Capital Markets 2023 において、以下の弁護士が各カテゴリで Global Leader に選ばれました。

- ・ Debt and Equity: 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之、トニー・グランディ

- ・ Structured Finance: 佐藤 正謙

Client Alert

- **Who's Who Legal: Real Estate 2023 にて高い評価を得ました**
Who's Who Legal: Real Estate 2023 において、佐藤 正謙 弁護士、小澤 絵里子 弁護士、佐伯 優仁 弁護士および蓮本 哲 弁護士が Global Leader に選ばれました。
- **岡田 淳 弁護士が東京都「文章生成 AI 利活用ガイドライン」有識者委員に就任しました**